



# 86/BRZ 競技規則書

2018 年度版

5月27日	2018 SCCN MAY RACE MEETING in TSUKUBA	筑波
7月29日	2018 SCCN JULY RACE MEETING in TSUKUBA	筑波
9月24日	2018 SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA	筑波
11月19日	2018 SCCN NOVEMBER RACE MEETING in TSUKUBA	筑波

2018年1月10日 制定

## 公 示

これより明記いたします全ての Regulation は皆様のレース参加に当り、公平且つ安全なレースを円滑に楽しく開催できることを目的に企画設定した Regulation の為、参加する皆様は必ず厳守して戴きますようお願いいたします。

Series Sporting Regulation はレース参加の方法、及び賞典内容を、Technical Regulation は参加車両の許される改造範囲等を詳細に明記しております。Series Sporting Regulation 及び、Technical Regulation に明記されていない Regulation 内容に関しては、JAF 発行の 2018 年モータースポーツイヤーズブック及び 2018 年 JAF 国内競技車両規則、各レースオーガナイザー発刊の競技会特別規則書、競技会公式通知書及び、各競技会のオフィシャルの指示にエントラントの義務として必ず従って下さい。

ALL FOR ONE Racing Association(AFO) 連絡先

〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903

TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

オーガナイザー連絡先一覧

ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)

〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903

TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

スポンサー

**第1条 大会**

本レースは、国際自動車連盟 (FIA) のモータースポーツ競技規則、JAF 国内競技規則、本 Series Sporting Regulation、及び各レース競技会特別規則に従って開催される。全てのエンタラントは、これらの諸規則に精通して、これらを遵守すると共に、各オーガナイザー及びオフィシャルの指示に従う義務を負うものとする。

**第2条 組織**

本レースは、ALL FOR ONE Race Association(以下 AFO とする) 統括のもと、ニッサンスポーツカークラブ (SCCN) により、一般社団法人日本自動車連盟公認によるレース大会がそれぞれ組織され各レースを盛り込み開催される。各競技会組織委員会、競技会審査委員会、及び競技長、その他オフィシャルは、各競技会特別規則書に示される。

**第3条 各競技会のスケジュール及びレース距離、決勝出場台数**

- 3.1) 各競技会スケジュールは、開催日程を参照願います。
- 3.2) レース距離及び決勝出場台数は、各競技会特別規則書に委ねられる。

**第4条 参加資格**

- 4.1) 有効な年度の JAF 国内競技運転者許可証 A 以上の所持者であること。
- 4.2) AFO が認めるドライバー

**第5条 参加車両**

- 5.1) 参加車両は、別項の Technical Regulation に合致した車両であること。
  - ・トヨタ FT86 (型式：DBA) の車両
  - ・スバル BRZ (型式：DBA) の車両

**第6条 広告スペース、ゼッケンおよびドライバーの表示**

- 6.1) 広告スペースの提供
 

エンタラントは、下記の規則を遵守しなければならない。遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

  - A. フロントウインドステッカー → フロントウインド上部 (予定)
    - ※尚、ステッカーは、大会期間中に当該サーキットにおいて参加者に直接配布することとし、それ以前または各大会間に送付することはできない。
    - ※フロントウインドステッカーは、自作も可能とする。但し、上端からガラス面に沿って 10cm の幅、ベースは白。
  - B. スポンサーステッカー → 両ドア下部 (予定)
- 6.2) AFO が規定する当該レースのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを当該レースのスポンサーの表示面と同一面に表示することはできない。
  - ※ 1.A、B の各ステッカーへ、他のパーソナルステッカー

を重ねて張る事は禁止される。また、6.1)、6.2). を遵守できない場合は、シリーズランキング除外とする。

6.3) 車体色 : 自由

6.4) エアロパーツ色 : 自由

6.5) ゼッケン

各レース車両のゼッケンは、AFO にて決定する。参加車両に下記内容のゼッケンを貼り付けること。

①ゼッケン ・文字サイズ：文字は縦 22cm 程度、線の幅 2.5cm 以上のサイズ。リアゼッケンは縦 16cm 程度、線の幅 2cm 以上のサイズ

・文字色：黒のみとする。

・文字体：ゴシック体

②注意事項 ・ゼッケンは視認性に優れ、好デザインであり、はっきりと確認できること。

・ガムテープ等の応急処置ゼッケンは認めない。

6.6) ドライバーネーム

エンタラントは、参加車両の左右ドア上のルーフにドライバーネームを貼り付けること。

・デザインは、ローマ字でゴシック体、色は白。

6.7) プログラムなどの参加車両名

15 文字迄はスポンサー用としての使用して良いが 1 文字でも多い場合はオーガナイザーにより消されることになるので注意すること。参加車両名には 86 または BRZ を入れる。車両型式の記入は禁止する。

## **第7条 レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則**

装備品は、乗員の保護が最大の目的であり、モータースポーツの安全性をより高めるため各種の装備が必要となる。競技運転者は、自らを保護するという認識のもと、モータースポーツに適した装備品を装着する必要がある。JAF/FIA は、競技用ヘルメット、耐火炎レーシングスーツなど主な装備品について公認しているので、参加する競技に適した装備品を選定すること。きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者はきつ過ぎない着衣を身に着けること。選手権統一規則、競技会特別規則、各サーキットが独自に定めている規則等が本付則より厳しい装備品（種類、仕様等）を指定している場合は、それに従うこと。

7.1) 装備品の種類

1) 競技用ヘルメット

装着義務

JAF 公認競技用ヘルメット、または、国際モータースポーツ競技規則付則 J 項のテクニカルリスト No.25 に記載された基準に適合したヘルメットの装着を強く推奨する。

2) レーシングスーツ (耐火炎レーシングスーツ) 装着義務

3) バラクラバス (目出し帽) (耐火炎バラクラバス) 装着義務

4) レーシングシューズ (耐火炎シューズ) 装着義務

5) レーシンググローブ (耐火炎グローブ) 装着義務

6) 頭部および頸部の保護装置 (FHR システム) 装着義務

頭部及び頸部の保護装置 (FHR システム) を装着しなければならない

い。2) から 6) は、JAF/FIA 公認の物の着用が義務付けられる。

7) アンダーウェア (耐火炎アンダーウェア) 装着推奨

8) ソックス (耐火炎ソックス) 装着推奨

7)～8) は、国内格式以下のレース競技で、JAF 公認 /FIA 認定耐火炎アンダーウェア、耐火炎ソックスを競技中常に着用することを推奨する。特に、燃料補給を伴う競技には着用を強く推奨する。

## 第8条 タイヤ使用本数制限

8.1) 予選・決勝スタート時まで可以使用できるタイヤの本数は4本とする。但し、耐久は除く。

8.2) 全タイヤに対してマーキングが施され、予選、決勝スタート時までの公式スケジュールにはマーキングが施されたタイヤを使用すること。但し、予選後の追加タイヤ交換申請の場合はマーキングが施される。決勝スタート後(赤旗中断中を含み)のタイヤ交換は、7.7) を参照すること。

8.3) タイヤマーキング後の組み替えは禁止される。

8.4) タイヤのウォームアップ(タイヤウォーマー)、クールダウン、溶剤塗布などは禁止される。

8.5) タイヤに関する一切の加工は禁止される。

8.6) 予選終了までにバースト等のやむを得ない理由の場合は当該競技会技術委員長及び競技会審査委員会の判断により追加使用が許される。その際、予選終了後にタイヤ交換する場合、決勝レースは最後尾スタートとなる。グリッドは詰めて良い。また、交換申請は、予選終了後30分以内か、予選終了後暫定結果が発表される前までのどちらか時間が長いものを申請時間とする。

8.7) 決勝レース中(赤旗中も含む)のタイヤ交換は、事故や接触において、技術委員長が特に認めたものに限り許可される。この場合、マーキングされない場合もある。

8.8) タイヤの安全使用限界及び組み替え：

8.6),8.7) を含み、全てのタイヤの使用摩耗限界点は、いついかなる場合(決勝終了時点まで)もスリップライン(1.6mm)を越えて使用してはならない。また、予選終了後のタイヤの組み替えは禁止する。

8.9) スリップラインの計測点に関して、タイヤ中央にあるスリップライン(1.6mm)が出てはならない。又、フラットスポットや車両との接触などに関しては考慮する。

## 第9条 走行データについて(データロガー)

エントラントは、データロガーを搭載する場合、予選、決勝終了毎にAFOに走行データを届ける義務がある。また、提出データをAFOが確認出来るように解析プログラムを提出し、確認出来るようにしなければならない。

走行データの届け出は、

1) 予選後のデータロガー提出に関して

(1) 車両保管がある場合：

①オーガナイザーからの指示による時間

(例：車両保管開始から 30 分など)

②特に指示がない限り車両保管終了後～ 30 分

(2) 車両保管がない場合：予選終了後、直ちに抜き取り、提出しなければならない。

(3) 提出先：AFO のスタッフ

※走行データは、公開されるものではなく、各種判断材料に使用される場合があることをエントリーは了承しなくてはならない。

提出時の媒体：各種使用メディア（但し、利用できない場合、他のメディアでの提出を求める場合もある。）

## 第 10 条 車両検査及び再車両検査における検査・失格

当該レースの車両検査において、失格裁定が下った場合は、当該レース競技会までのシリーズポイントを剥奪する場合がある。

## 第 11 条 参加申し込み

11.1) 各競技会オーガナイザーの指定する参加申込期間内に、所定の手続きに従って参加申し込みを行わなければならない。レースエントリーは全てオーガナイザー宛に提出する。

(注意事項)

①参加受付期間はレース開催の約 1 ヶ月前より開始されるので、事前にエントリー用紙をオーガナイザー宛に請求すること。

②参加申込は必ず受付期間中に完了すること。参加申込に関する不明な点はオーガナイザーに問い合わせること。

11.2) 参加申し込み先

全 4 戦【詳細は開催日程を確認の事】

ニッサンスポーツカークラブ (SCCN)

〒 141-0031

東京都品川区西五反田 8-8-16 五反田高砂ビル 903

TEL. 03(6421)7967 FAX.03(6421)7968

## 第 12 条 参加料及び保険料

12.1) 参加料 ¥ 44,200. (AFO : ¥1,000 を含む)

(消費税込みの金額)

12.2) 保険料

ドライバーは 900 万円以上、ピットクルーは 400 万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。既に参加済みの場合は、その旨競技会オーガナイザーに申告するものとし、上記金額に満たない場合はその不足分について、各オーガナイザーの指定する保険に必ず加入しなければならない。オーガナイザーが指定する保険への加入を強く推奨する。

## 第 13 条 レース

- 13.1) レースのスタートは定位置からのグリッドスタートとする。  
スタート方法、手順は各競技会特別規則による。
- 13.2) 完走周回数・公式予選通過基準タイム・レース成立周回数は、各競技会特別規則書に委ねられる。
- 13.3) 公式予選不通過者の決勝レース出場は、当該審査委員会に委ねられる。
- 13.4) 耐久レースが行われる場合は、競技規則は各オーガナイザーに委ねられる。尚、耐久レースは各シリーズに含まれ、かつ、ポイントも与えられる。

#### **第 14 条 予選組分け方法**

- 14.1) 各大会において、決勝出走台数を 20% 以上上回る参加申込があった場合、2 組以上に分けて予選を行うこともある。その場合、当該レース大会前の決勝結果を基に交互に行う。  
また、レース不参加及び第 1 戦の場合はゼッケン番号を基に組み分けを行う。
- 14.2) 予選組み分け後の決勝グリッド決定方法は、
  - 1) 天候その他の条件が、A 組、B 組の間で大きく差異がない場合、予選のタイム順でグリッドは決められる。
  - 2) A 組、B 組の間で大きく異なることがあった場合は各組の上位から交互に決勝グリッドが与えられる。  
また、決勝グリッド数が奇数の場合、最終グリッドは各組の予選タイムで 1 位から該当順位の予選タイムを比較し、タイム差が少ないドライバーに与える。
  - 3) なお、差異があるかないかは、AFO により決定され、これに対する競技団及び AFO への抗議は認められない。
- 14.3) 参加台数が少ない場合は、他のクラスに併合されレースは行われる。その場合のグリッドは、他のクラスと併合されタイム順にグリッドは決定される。  
但し、競技団と審査委員会で別途グリッドが決定された場合はそれに従う。

#### **第 15 条 コンソレーションレース**

- 15.1) 各大会において、最大決勝出走台数を上回る参加申込があった場合、予選不通過車両を対象にコンソレーションレースを行う場合がある。
- 15.2) スケジュール等に関しては、当該大会の公式通知を以って参加者に公示する。
- 15.3) 予選組分けされた場合におけるコンソレーションレースのスターティンググリッドの決定方法は第 13 条 2.「予選組分け後の決勝グリッドの決定方法」に準ずる。

#### **第 16 条 サーキットにおけるドライブ行為の規律**

ドライバーは、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 H 項、L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」(JAF モータースポーツイヤーブック参照)を遵守しなければならない。H 項違反、または L 項に違反し危険行為と判定されたドライバーは、当該競技での

罰則とは別に、AFO から下記の通り罰せられる場合がある。

16.1) 各競技会において、当該競技団から H 項、L 項第 4 章の危険行為と判定され、当該審査委員会からペナルティ (訓戒を含む) を課せられたドライバーは、当該シリーズの全てのオーガナイザー及びエントラントに公示される。

ペナルティポイントとして、その年度に獲得したシリーズポイントより、ペナルティの軽重によりその都度、最低 1～5 ポイント削減される場合がある。

- 1) 大会期間中いかなる場合においても、「危険なドライブ行為」を行ってはならない。本条項の「危険なドライブ行為」とは、
  - ①衝突を起こしたもの
  - ②他のドライバーのコースアウトを強いるもの
  - ③他のドライバーによる正当な追い越し行為を妨害するもの
  - ④追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害するもの
  - ⑤ FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 L 項第 4 章 2. に違反したものを指し、その行為が危険と判定された場合は、厳しく罰せられる。
- 2) 全ての予選・決勝レース中において、ドライバーは定められた走路のみを使用するものとする。  
走路外走行によりアドバンテージが認められた場合には、タイムペナルティ等の罰則が課せられる場合がある。  
ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。  
理由の如何にかかわらず車両が走路を退去した場合、下記③を侵さずにドライバーは再び合流することができる。  
しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。  
走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。
- 3) 重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如 (走路から離脱するような) が見受けられるときは、競技会審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- 4) いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。
- 5) プラクティスセッション中は、他車の妨害となるようなスロー走行を禁止する。
- 6) コース上におけるすべての修理は、競技車両に搭載されている工具や部品を使ってドライバーだけで行わなければならない。
- 7) ドライバーは、コースに沿って競技車両を押ししたり、または競技車両を押し進めてフィニッシュライン (決勝線) を横切ることを禁止する。
- 8) レース終了の合図を受けたすべてのドライバーは指定され



たパークフェルメまたは指示された場所に停止するまで、危険な追い越しをしたり、物の受け渡しをしたり、他のドライバーその他を同乗させたり、あるいは援助（競技役員  
の援助が必要な場合を除く）を受けることを禁止する。

- 9) 各ドライバーは各々のサーキットに定められたピットレーン通過速度を遵守しなければならない。
- 10) すべてのドライバーは、FIA 国際競技規則付則 H 項に基づいた信号指示内容に精通し、それに従わなければならない。
- 11) ドライバーは、黄旗掲示区間においては十分に減速してコースの中央寄りに進路変更し、事故現場の通過に備える。また、事故現場の通過に際しては、オフィシャル作業の妨げにならないよう、一列で走行して通過しなければならない。
- 16.2) ペナルティポイントは、参戦したシリーズのシリーズポイントより削減される。シリーズポイントが無い場合は、マイナスポイントが付けられる。
- 16.3) 上記ペナルティは、同年度内のみとするが、前年度実績として、翌年度のオーガナイザー及びエントラントに公示される場合がある。
- 16.4) ペナルティの種類  
AFO は以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントをマイナスする場合がある。
- 1) H 項、L 項違反や走路外走行、W チェッカー危険走行によるペナルティが発生した場合は、罰則の軽重によりポイントを最低 -1 ～ -5 する場合がある。

## 第 17 条 賞典

- 17.1) シリーズ賞典 (詳細は賞典ページを参照の事)

### ■ 86/BRZ Race

ドライバーズポイントの合計上位 6 位までのドライバーに対し、賞典が授与される。

尚、シリーズ賞典は参加台数によって対象ドライバーの人数を規制する。

1	3 台まで	1 位のみ
2	4 台～5 台まで	2 位まで
3	6 台～7 台まで	3 位まで
4	8 台～9 台まで	4 位まで
5	10 台～11 台まで	5 位まで
6	12 台以上	6 位まで

### ■ レディース賞

獲得したシリーズポイント及び成績係数 (成績 / 参加台数) を加味した最上位 1 名の女性ドライバーに与えられる。但し、年間を通じて 3 名以上の女性が参加している場合に、この賞典は設けられる。また、同ポイントの場合は、AFO で上記係数を加味して順位を認定する。

- 17.2) 各大会賞典 (詳細は賞典ページを参照の事)

- ① 各大会の決勝レース結果にて第 6 位までのドライバーに対し、大会賞が授与される。

- ② 各大会賞典は、参加した台数により下記の通り制限する。

1	3 台まで	1 位のみ
2	4 台～5 台まで	2 位まで
3	6 台～7 台まで	3 位まで
4	8 台～9 台まで	4 位まで
5	10 台～11 台まで	5 位まで
6	12 台以上	6 位まで

- 17.3) 仮表彰は、各レース、決勝出走台数に関係なく第3位まで仮表彰を行う。

## 第18条 シリーズポイント

### 18.1) 各大会のシリーズポイント

各大会ごとに決勝レース正式結果の上位10位までのドライバーに対し下記のドライバーズポイントを、また、完走者には1ポイントを与える。シリーズ終了後の合計獲得ポイントの多い順に第6位まで決定する。但し、シリーズを通して3戦以上の参戦者をシリーズランキングの対象者とする。

#### ■ポイント表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	完走
ポイント	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1

### 18.2) ペナルティポイントに関して

AFOは以下の場合、シリーズポイントよりペナルティとしてポイントをマイナスする場合がある。

- 1) H項、L項違反によるペナルティが発生した場合は、罰則の轻重により 最低-1～-5

### 18.3) 同順位の決定

#### 1) 各シリーズにおいて同ポイントの順位決定方法

同ポイント者が存在した場合は次の方法の順でシリーズ順位を決定する。

- ① 決勝1位の獲得数の多い者が上位。
- ② 決勝2位の獲得数の多い者が上位。
- ③ 決勝3位の獲得数の多い者が上位。
- ④ 決勝4位の獲得数の多い者が上位。
- ⑤ 決勝5位の獲得数の多い者が上位。
- ⑥ 決勝6位の獲得数の多い者が上位。
- ⑦ 決勝7位の獲得数の多い者が上位。
- ⑧ 決勝8位の獲得数の多い者が上位。
- ⑨ 決勝9位の獲得数の多い者が上位。
- ⑩ 決勝10位の獲得数の多い者が上位。
- ⑪ 参戦数の多い者が上位。
- ⑫ 最終の順位の上位の者。
- ⑬ AFOが決定する。

## 第19条 シリーズ表彰式

シリーズ入賞者は、原則としてシリーズの表彰式に参加しなければならない。ただし、参加できない場合には、代理人を参加させる事。尚、シリーズ表彰式が開催されない場合には、別途AFOより告知する。

## 第20条 本 Sporting Regulation に記載されていない事項

本 Sporting Regulation、Technical Regulation に記載されていない事項については、各大会特別規則及び公式通知または、Bulletin によって示される。

## 第 21 条 AFO の権限

- 21.1) 本スポーティングレギュレーション及びテクニカルレギュレーションにおいて、記載無き部分の疑義が生じた場合は、AFO の権限において裁定される。
- 21.2) AFO はオーガナイザーと協議の上、モラルハザード委員会を設け、走行の安全の一助とし、ドライバーへのジャッジを行うことが出来る。

## 86 & BRZ 車両規則

参加車両は下記の車両規定に従ったものとし、本規定に定められていない項目については、2017年 JAF 国内競技車両規則第1編レース車両規定、第3章（一般規定）、第4章（安全規定）、第5章（量産ツーリングカーN1）に従っていなければならない。

### 第1条 参加車両と定義

#### 1.1) 参加車両

トヨタ 86 Racing（型式：DBA-ZN6-VPNT8A）を含む全グレードの車両  
スバル BRZ RA Racing（型式：DBA-ZC6）を含む全グレードの車両

#### 1.2) 定義

純正部品：同一車両用部品として通常の販売方法により販売されている部品。（メーカーオプション品を含む）

指定部品：オーガナイザーより使用が認められた部品。指定部品以外の使用は、純正部品を含み認められない。

認定部品：オーガナイザーより使用が認められた部品。認定部品以外に純正品の使用も認められる。

※オーガナイザーが認めた（車両規定及びプルテンに記載されている）場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工（修正加工を含む）・調整・改造は認められない。

### 第2条 許可される変更及び、部品の交換

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。車両に対して行なうことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による磨耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については後期で規定される。これら以外に、使用による磨耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。

### 第3条 エンジン

3.1) 気筒容積：変更は許されない。

3.2) サーモスタット：自由。

3.3) クーリングファンおよびファンシュラウド：

取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。

3.4) エアクリーナー

エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままでなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックス、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置（吸気音防止レゾネーター、ブローバイガス循環ホース等）を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がな

- くてはならない。
- 3.5) オイルポンプ  
シムおよびスパーサーによる油圧の調整機構に限り変更が許される。
- 3.6) オイルフィルター  
自由。ただし、取り付け位置の著しい変更は許されない。
- 3.7) インジェクションシステム  
インジェクションシステムの変更は許されない。
- 3.8) 燃料ポンプ  
安全燃料タンクを装着した場合に限り、燃料ポンプを変更することが認められ、元のポンプを取り除くことが許される。
- 3.9) バルブスプリング  
バルブスプリングは自動車製造者の定めた数と取り付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することができる。
- 3.10) バルブおよびバルブシート  
バルブガイド、バルブシートは基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。
- 3.11) カムシャフト  
基本車両に設定されている純正部品への交換は許される。
- 3.12) ピストンおよびコンロッド  
ピストンおよびコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。
- 3.13) ヘッドガスケット：ヘッドガスケットの変更は許される。
- 3.14) オイルパン  
オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および温度センサー取り付けのための追加加工は許される。また、エンジンへの取り付け位置および取り付け方法/作動原理を変えなければ、オイルストレーナーの位置を変更することも許される。
- 3.15) フライホイール  
基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。
- 3.16) 電気系統
- 3.16.1) ECU  
純正部品を使用すること。ただし、プログラム変更等は許される。スピードリミッター、VSC および TRC 機能の解除が可能な諸装置の追加のみ許される。取り付けに伴う最小限の加工は許される。
- 3.16.2) バッテリー  
取り付け位置は当初のままです。交換、変更は自由。
- 3.17) 吸・排気系統  
吸気、排気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な純正部品との交換が許される。  
ただし、ポート内面に段付修正を行う場合、取り付け面より垂直に5mmの奥行の範囲に限り、シリンダーヘッド側を含み許される。
- 3.17.1) 吸気系統  
取り付け位置について、取り付け穴の修正によりポート合わ

せを行うことも許される。

### 3.17.2) 排気系統

排気マニホールドは防熱措置を施すことは許されるが、確認作業のため全面的に覆うことはできない。排気マニホールド後方の部分は材質を除き自由とするが、取り外した場合、排気口の位置は燃料タンク後方で地表から最大高さ 45cm、最低高さ 10cm とし、出走状態の車両上面視で車両外縁から内側に 10cm 以内になければならない。

#### 3.17.2.1) 排気口

排気口はホイールベースの中央を通る垂直面の後方になければならない。

#### 3.17.2.2) 消音器を取り付ける場合

ブラケットの取り付けを除き、車体の改造は許されない。

#### 3.17.2.3) 触媒装置

排気マニホールド側に当初より装着されている触媒（キャタライザー）の変更は許されない。

### 3.18) ウォーターラジエター 車体側取り付け部の変更がなければ容量およびラジエターキャップ圧力の変更が許される。ホース類の変更は許される。

### 3.19) エンジンオイルクーラー

オイルクーラーの取り付けおよび変更は許される。元のオイルクーラーを取り外すことも許される。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

## 第4条 シャシー

### 4.1) クラッチ

取り付け方法および枚数の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。

### 4.2) トランスミッション、デファレンシャル

基本車両に設定されている純正部品への変更は許される。シフトレバーはボルトオンでのみ取り付けられる変更および改造が許される。

リミテッドスリップデフは、いかなる改造も伴わずボルトオンでの取り付けのみが許される。

#### 4.2.1) オイルクーラー

空冷式オイルクーラーおよび電動ポンプを取り付けることができる。

その取り付け具は当該装置に対して最小限にとどめること。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

### 4.3) タイヤ及びホイール

#### 4.3.1) タイヤは公道走行の許される一般市販ラジアルタイヤとする。

タイヤサイズ：205/55R16

4輪とも下記メーカーの同一銘柄（コンパウンド含む）を使用しなければならない。

株式会社ブリヂストン・横浜ゴム株式会社  
住友ゴム工業株式会社

- 4.3.2) ホイールの材質は、スチール製以外のものはアルミ合金製とし、JWLまたはVIAマークの有るものとする。  
使用可能なホイール幅：5½J、6J、6½J、7J、7½J
- 4.3.3) タイヤおよびホイールは、いかなる場合も車両の他の部分と接触してはならない。ホイールのオフセットは自由。ただし、スペーサーは禁止される。
- 4.4) ストラットおよびショックアブソーバー 取付け部はボルト径、取付け穴径を含み一切の変更改造も許されない。  
アッパーマウントは金属への変更を除き、材質および強度の変更が許される。  
車体への取り付け位置と取り付け方法、数および作動原理を変えなければストラットおよびショックアブソーバーの変更は許される。  
当初から取り付けられているものを除き、シェルケースの別タンクシステムは許されない。また、シェルケースの材質の変更は許されない。  
走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。  
ストラットとナックルアームが一体構造となっている場合は、当初のナックルアームのタイロッドとの連結点の座標および材質が保持されていることを条件に、ナックルアームの変更が許される。
- 4.5) ストラットタワーバー  
車体への取り付け位置、取り付け方法および数を変えなければ変更することが許される。  
ストラットタワーバーが当初から取り付けられていない車両の場合、ストラットタワーバーを、ストラットアッパー取り付けボルトのみを利用して取り付けることが許される。
- 4.6) スプリング  
車体への取り付け位置、取り付け方法、作動原理、およびスプリングの数を換えなければ、変更は許される。  
車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更、および挿入物の追加も許される。
- 4.7) スタビライザーおよびスタビライザーブッシュ  
スタビライザーは、径の変更が許される。また、連結を含みその取り外しも許される。ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。  
形状および寸法の変更が無ければ、スタビライザーブッシュは、金属以外の他の材質に変更することが許される。  
スタビライザーの径の変更に伴うブッシュ内径の変更は許される。
- 4.8) ブレーキ
- 4.8.1) パッドおよびブレーキホースの交換、変更は許される。
- 4.8.2) 当初のフォグランプ装着の為に開口部を使用しフロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。ただし、車体の外観形状に変更があってはならない。左右のダクトの各々の内径は75mm以下とし、その数は各々1本とする。
- 4.8.3) ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。  
サーボブレーキとの接続を外すことはできるが、取り外して

はならない。

- 4.8.4) アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許される。プロポーショニングバルブを取り外すことも許される。また、取り外しに伴うパイプの修正、変更が許される。運転者が走行中に調整不可能なプロポーショニングバルブの追加は許される。
- 4.9) ステアリングホイールおよびステアリング  
ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。  
クイックリリースシステムに変更する場合、クイックリリース機能は、ステアリングホイール軸と同中心のフランジにより構成されていなければならない。フランジは陽極処理にて黄色く着色されるか、その他の耐久性のあるコーティングにより黄色く着色され、ステアリングホイール裏側のステアリングコラムに取り付けられなければならない。ステアリングの軸に沿ってフランジを引くことによりリリースが行われなければならない。  
ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。  
パワーステアリングのポンプと配管の接続を外すこと、およびそれらを取り外すことは許される。  
ステアリングロックは機能を解除しなければならない。しかし、当該機能部分以外は変更さならない。
- 4.10) ペダル類  
安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッドおよびプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。
- 4.11) ラバーマウントおよびブッシュ類  
形状および寸法を変えなければ、金属への変更を除き、材質および硬度の変更が許される。また、スグリタイプのもをソリッドタイプに変更することが許される。
- 4.12) ドライブシャフト  
ドライブシャフトブーツの材質を変更することが認められる。

## 第5条 車体

- 5.1) 外観、形状  
車体の外観や形状を変更することは許されない。ただし、安全燃料タンクを搭載するために必要な最低限の車体の改造(切除は不可)、および漏出防止カップリング取り付けに伴う部材の付加および切除は認められる。アンダーカバーを取り外すことは許される。
- 5.2) 板厚  
車両のすべての車体パネルは常に基本車両の当初の材質および厚さと同一でなければならない。(±10%の許容公差を認める。計測は平面もしくは大きな半径を有する部分で行われる。)
- 5.3) 座席  
ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換して



もよい。座席を交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならず、車体側の取り付け部の変更は許されない。

5.4) 室内ミラーおよび室外ミラー

室内ミラーの追加を含め、変更は許されない。

5.5) 窓ガラス

5.5.1) フロントウィンドウ

フロントウィンドウシールド：2015年 JAF 国内競技車両規則第4章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第9条に適合しなければならない。

第4章第9条ウィンドウシールド：

全面ガラスは合わせガラスを常に備えていなければならない。その外側表面には、1枚あるいは複数枚の無色透明なフィルムを取り付けることができる。上端からガラス面に沿って10cmの幅で幻惑防止処置を施すことは許される。

5.5.2) サイドウィンドウ

変更は許されない。サイドウィンドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止対策を施すことを推奨する。ただし、既存車両によるワンメイクレースは競技会特別規則により材質の変更を認めることができる。

5.6) ドア

防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、ドアの形状に変更をもたらすものであってはならない。ウェザーストリップ等の保護材を取り除くことは許されない。またボルトオンであってもサイドドアビームを取り外してはならない。

ドア内部に衝撃吸収のため難燃性の衝撃吸収材を充填することが許される。

電気式巻き上げ装置を手動式巻き上げ装置に取り替えることが許され、取り付けのための最低限の改造は認められる。

5.7) ライト

前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。

5.8) 補助前照灯

補助前照灯の追加、変更、交換または取り外しが許される。取り外す場合、装着部は当初のものを残さなければならない。

5.9) 補強： 車体の補強は、禁止される。

5.10) 補助的付加物

補助的付加物の取り外しは、その配線も含み許される（例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、エアバッグ、ホーン、リアワイパー等）。

計測器（データロガー、センサー、配線を含む）の取り付け、または取り外しが認められる。

絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することは許される。シャシー／車体部にあって、ボルトオンで取り付けられている使用していない支持

体は取り外すことができる。

ヒールレストや消火器の取り付けブラケットおよび類似目的の部品、後部隔壁を新たに室内に設置することは許されるが、難燃材質であることおよびボルトなどで確実に車体に固定されていなければならない。

5.11) エアジャッキ： エアジャッキの使用は許されない。

5.12) ロールケージ：

ロールケージの取り付けが義務付けられる。取り付け方法に関しては国内競技車両規則書第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 第6条 ロールケージにより規定される。

また、トヨタテクノクラフト株式会社 (TRD) 製 86 用指定ロールケージを使用するのが望ましい。

#### 以下抜粋

ロールケージは以下の何れかであること：

- a) 6.2 項以降の条項に記された要件に従い製作されたもの
- b) J A F または他の A S N が公認あるいは認証したもの（「ロールケージ製造者のロールケージ J A F 公認申請手続きに関する付則」に基づき J A F が公認したものを含む）J A F または他の A S N が承認し、製造者を代表する資格を有する技術者が署名した公認の書類または証明書を、大会の車両検査委員に提出しなければならない。

2003 年 1 月 1 日より、A S N によって公認され販売されるすべての新規ケージは、当該製造者が貼付する識別プレートによって識別されなければならない。この識別プレートは複製できたり移動できたりしてはならない（埋め込み、刻印、あるいは剥がすと破損するタイプのステッカー等による）。

この識別プレートには製造者の名称、A S N の公認番号あるいは認証番号、製造者による個別の製造番号の記載がなければならない。

同一の製造番号が記載されている証明書を車両に付帯させ、これを大会の車両検査委員に提出しなければならない。

- c) 安全ケージ公認規定に基づき F I A が公認したもの

このロールケージは F I A により公認された車両の公認書に対する追加公認（V O）の対象とならなければならない。

1997 年 1 月 1 日以降に公認され販売されたすべてのケージには、製造者の識別と製造番号がはっきりと視認できるようになっていなければならない。ロールケージの公認書式には、この情報の記入方法とその場所が特定されていなければならない。購入者は、これに対応した製造番号の付された証明書を受領しなければならない。

公認または認証されたロールケージに対する改造は禁止される。

素材またはロールケージへの恒久的な変更を伴う、ロールケージへの機械加工、溶接によるいかなる工程も改造と見なされる。

事故により損傷を受けた公認あるいは認証されたロールケージに対するすべての補修作業は、当該ロールケージ製造者が実施するか、あるいはその承認の下で実施されなければならない。

ロールケージのパイプには液体またはその他のものを通してはならない。

ロールケージは、搭乗者の乗降を著しく阻害してはならない。

部材は、ダッシュボードとトリムおよび後部座席を貫通して、搭乗者用

の空間へ侵入してもよい。後部座席は折り畳まれてよい。

#### 5.13) エアロパーツ

TOYOTA・スバル純正、TRD・STI 純正、TOYOTA・ディーラーオプション取扱のエアロ部品の使用を認める。但し、使用するパーツは、部品・カタログ等で技術員に説明出来なければならない。

### 第6条 配管・他

6.1) 配管：オイルキャッチタンク等の取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。

#### 6.2) 安全燃料タンク

2015年 JAF 国内競技車両規則第4章“公認車両および登録車両に関する安全規定”第12章に基づく安全燃料タンクに交換することが許される。

取り付けのための車体の改造は、第5条5.1)で認められた改造を除き禁止される。タンク下部の最低地上高は10cm以上であること。

取り付けに伴う燃料配管の変更は許される。

#### 6.3) 室内冷却用ダクト

ドライバーおよび室内補機類のための冷却ダクトを設置してもよい。ただし、外観形状の変更を伴うものは許されない。フレキシブルダクトをピラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。

#### 6.4) 燃料

使用できる燃料は各サーキット内で販売される無鉛ハイオクガソリンを指定する。他のいかなる物（添加剤を含む）も加えることは禁止する。

#### 6.5) 消火器

消火器取付けのためのブラケットは、複数の直径6mm以上のボルトを使用し、1箇所最低厚さ3mm、面積20cm<sup>2</sup>以上の補強板の使用により強度を確保すること。尚、その形式、容量、総重量、種類及び点検年月日を容器の上に表示板を貼って、明示しなければならない。

#### 6.6) 音量規制

音量は90dB(A)に規制する。計測は2014年 JAF 国内競技車両規則に定める3mの基準とする。

6.7) 最低重量：車両の最低重量                   ： 1110kg以上

#### 6.8) 統一解釈

本規定はできる限り変更、改造の範囲を最小限に留め、廉価なレース用マシンで平等な条件の元に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成されたものであり、本規則の解釈に疑義が生じた場合はAFOによる解釈を持って最終とする。本規定は予告期間を明示し、変更を行う場合がある。

【問い合わせ】※ロールケージに関してのご質問  
トヨタテクノクラフト株式会社（TRD 営業本部）  
〒222-0002 神奈川県横浜市港北区師岡町 800



〒 141-0031 東京都品川区西五反田 8-8-16-903

TEL. 03-6421-7967/ FAX. 03-6421-7968

<http://www.afo.tokyo/>

mail: [info@afo.tokyo](mailto:info@afo.tokyo)